

海外文献紹介

社会福祉サービスに総合的運営の提案

——シーボーム委員会報告——

affrainde

まえがき：英國社會事業界の主要な指導者を中心とした、いわゆるシーボーム委員会 The Seeböhm Committee が2年半にわたって研究をすすめてきた地方自治体と社会福祉事業（原文では personal social service）の今後の方向についての報告書が1968年7月発表された。このシーボーム委員会は、内務大臣、教育科学大臣、住宅自治大臣、保健大臣の合同で、1965年12月に任命されたもので、その目的はイングランドおよびウェールズにおける地方公共団体による社会福祉サービス personal social serviceの組織と責任について調査し、効果的な家庭福祉サービス family service

(イギリス)



を実現するために、どのような改変を行なうべきかについて検討することであった。

報告書の中心は、現在各種機関によって別個に、相互に連絡なく行なわれている社会福祉サービスを総合的に運営するために地方の段階に合同社会福祉サービス部 unified social service departmentを設置すべきであるという提案である。報告書はそれに加えて今後の社会サービスのあり方についてもいろいろと新しい提案をしており、それぞれに非常に示唆に富むものであるが、紙面の都合上、ここではわれわれ日本人にとって注目すべきであると思われる点だけを箇条書き的に抜き書き

するにとどめる。

- ① 地方の段階に、各種機関が現在ばらばらに運営している社会福祉サービスを一本化して、合同社会福祉サービス部を設けること。これには、児童福祉サービス、老人福祉サービス、疾病者・障害者のためのサービス、および、保健・教育・住宅部局の行なっている社会福祉サービスも含めるようする。
- ② 上記とあわせて、現在各省、各部局ごとに設けられている各種審議会を一本化し、それには、教育・訓練に関する常設委員会をおくこと。
- ③ このような变革は費用を要するが、しかし地方行政全体の中でみればわずかなものであり、その効果は費用に比して非常に大きい。たとえば1人の少年を少年院にいれると、年間1,000ポンド以上を要するが、一方ソーシャル・ワーカーの賃銀は年間1,060～1,435ポンドであり、もし1人のソーシャル・ワーカーがたった2人の少年の少年院入所を防止できれば、お金の面では十分ひきあうのである。

- ④ 新しい社会福祉サービス部は，“福祉問題”の主な側面をすべてカバーすべきである。ここに受付には優秀なワーカーをおき、よい待合室、面接室、また幼児のための設備を持たなければならない。
- ⑤ 新部局は、人口 50,000～100,000 につき 1 カ所の支所 area officeを持ち、そこには 10～20 人もしくはそれ以上のソーシャル・ワーカーを置くこと。なお、支所の下に案内所 information center を置くことも必要であろう。
- ⑥ 新部局の長は、社会事業の専門教育を受け、かつ、これまでに運営管理についての訓練を受けたことのあるもの、あるいは社会事業の専門職の資格を持つ行政官でなければならない。
- ⑦ 学校社会事業も、新しい部局の仕事とすべきである。そして、ここに所属するソーシャル・ワーカーを学校に派遣する方式をとること。
- ⑧ 障害者のための事業もこの新部局の責任とし、収容施設・通園センターなどのほか、ホーム・ヘルパー、食事配達サービ

ス、改造の援助などに力を入れていかなければならぬ。

- ⑨ 保健所において家庭福祉 ケースワーカー family casework に従事するソーシャル・ワーカーも新しい部局に所属させ、そこから派遣するようにすべきである。
- ⑩ ホーム・ヘルパー事業全般の運営は新しい部局の責任とし、これに加えて老人その他の人々のための訪問保健婦事業 health visitors' work を拡大すべきである。

⑪ 社会サービスの計画、組織、実施において、地域内の個人、集団の参加ができるだけ高めなければならない。この面で、社会福祉関係民間団体は大きな役割を果たしている。新しい社会福祉サービス部は、これら民間団体に対し、財政的に、また専門家として援助を与えるべきである。公私間の相互批判は、福祉向上の基本的要件の一つである。

新しい部局はまた、ボランティア活動をしようとする人たちの中心となるべきである。そしてボランティアを新しい部局の事業計画の中に含めるべきである。

⑫ 新しい部局では、原則として一つの家族の問題はすべて 1 人のソーシャル・ワーカーが取り扱うようにし、必要に応じて他のワーカーの援助を受けるようにすること。

また、ソーシャル・ワーカーを学校、保健所、裁判所、病院などに派遣するに当たっては、その期間は相当長期的なものとすること。

⑬ 家庭福祉サービスに当たるワーカーの訓練のために中央に専門の機関をおくべきである。また、新しい総合的審議会（第 2 項参照）には教育・訓練に関する常設委員会を設けること。なお、地方政府職員訓練局 Local Government Training Board と密接な連絡をとる必要がある。

（以上が新しい社会福祉サービス部についての提案であるが、関連して勧告されている現行の各種社会福祉制度改革案の主要なものを下記に紹介しておく）。

⑭ 短期収容施設 short stay homes、昼間施設 day care、夜間施設 night careなどを、老人、障害者、児童などのために大量に設置すべきである。重要なことは、いろいろ

- な種類のものを作ることであり、また建物はいろいろな用途に使えるように設計しておくことが必要である。そして、何よりも重要なことは、よい職員を採用し、訓練し、そして勤続させることである。
- ⑯ こどものための特殊教育が現在では非常に不十分である。すなわち10人に1人は特殊教育の必要があるが現在は22人に1人しかその対象とされていない。
- ⑰ 英国には現在5歳以下のこどもを持つ勤労婦人が45万人いるが、こういう家庭のこどもたちの対策は非常におくれている。これらのこどもたちに遊びの集団に加わる機会を与え、またこのような集団を育成し、また指導していくのは、前述の新しい社会福祉部局の重要な任務である。
- 児童福祉のための地域社会の参加を促進する必要がある。たとえば、こどものある婦人を雇用している企業は保育の設備を持つべきであり、またこういう母親たちの自助的、相互協力的活動を奨励し、育成し、援助することも新しい部局の任務である。
- ⑪ 英国の勤労青少年は非常に冷遇されてい

る。少なくとも、学校に通っているものと同等のサービスを受けることができるようすべきである。

- ⑯ 地方自治体の老人福祉サービスは、多くの地域でまだまだ不十分である。新しい社会福祉サービス部は、老人を持つ家庭を援助するためにあらゆる努力をせねばならない。

老人については、その社会的、医学的な問題をできるだけ早期に発見し処置することが肝要である。

老人のためには収容施設ももとより重要であるが、老人住宅の建設にもっと力を入れるべきである。なお、家庭の事情で一時別居せねばならない老人のために、短期入所の制度を設けるべきである。

- ⑯ 収容施設に働く職員のための教育、訓練が非常におくれている。資格基準を国で定め、教育と現任訓練の制度を早急に発達させるべきである。

シーボーム委員会は最後にその報告書を要約して次のようにいっている。

「委員会は新しい地方政府の部局の設置を

提案する。これは地域社会を基盤とした家庭福祉サービスを実施するための機関で、そのサービスはすべての人に利用され得るものである。この新しい部局は、社会的犠牲者を見つけ出し、それを救助するにとどまらず、全地域社会の福祉のために可能な限りの多数の人たちが、相互にサービスを与え、また受けるようになることを目的としているのである。」

National Council of Social Service, "Summary of the Recommendations of the Seebohm Report", July, 23, 1968

(前田大作 全社協)